

大分県福祉のまちづくり条例Q & A（建築物）

平成25年3月

No.	質 問	回 答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第85条に規定する仮設建築物は条例の対象になるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例は、一定期間以上存続する建築物を想定しているため、対象としない。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修工事は条例の対象となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修工事のみであれば、対象外であるが、大規模修繕や大規模模様替を伴う場合は、対象となる。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー法第17条第1項に基づく認定の申請をし、まちづくり条例に基づく新築等の届出をしなかった場合、完了届は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了届は、新築等の届出をした者が提出するため、バリアフリー法の申請により新築等の届出をしなかった場合は、不要。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの基礎的基準（2）については、視覚障がい者が利用する場合のみ適用されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者の利用の有無にかかわらず、（2）に規定する用途面積 2,000 m²以上の建築物で、規定のエレベーターを設ける場合に適用される。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000 m²以下の複合用途建築物については、用途ごとの床面積で特別特定施設にあたるかどうか判断することになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途ごとの床面積で判断することになる。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会福祉施設等」とは何をいうのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則別表第2の1の3の項（2）ホに規定しており、施行規則別表第1の1の項の（2）（3）（11）をいう。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブ（学童保育）は別表第1（11）欄の「その他これらに類するもの」に含まれるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法に基づく児童厚生施設（児童館）の類似施設として、条例の対象となる。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途変更は届出の対象になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単なる用途変更の場合には、条例の対象にならないが、用途変更に伴い、大規模修繕 ・ 大規模模様替を行う場合は対象になる。

No.	質 問	回 答
9	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路を構成する出入口のドアは開き戸でもよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造であれば開き戸でもよい。 ※施設整備マニュアル参照
10	<ul style="list-style-type: none"> ・フローリングは、廊下等の基礎的基準に規定する「滑りにくい材料」と考えてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フローリング（木材）そのものについては滑りにくい材料といえるが、表面仕上げ材についても滑りにくいものを使用すること。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・整骨院は、別表第1の1の項の(2)「病院又は診療所」に含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整骨院は、柔道整復師法に基づき柔道整復師が柔道整復術を行う施術所であり、医業類似行為を行っていることから、診療所に含める。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・案内設備の基礎的基準(2)に規定する「配置を視覚障害者に示すための設備」にインターホン該当するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(2) ロ 音による案内」に該当する。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・案内設備の基礎的基準(1)に規定する「配置を表示する案内板」について、高さの基準はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板の高さについて、基礎的基準では具体的な基準は設けていないが、車いす使用者や高齢者等に配慮した高さにすることが望まれることから、以下を参考例として設置すること。 (施設整備マニュアルに示す) *床据付型の場合 案内板の中心の高さを90cm～100cm程度とする。 *壁据付型の場合 案内板の中心の高さを100cm程度とする。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・別表第1の1の項の(20)に規定する自動車車庫における移動等円滑化経路はどこをさすのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路の基礎的基準(1)ロ()書きの規定により、当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等から、車いす使用者便房、車いす使用者用駐車施設までを移動等円滑化経路として整備する必要がある。

No.	質 問	回 答
15	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の基礎的基準に規定する「車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間」とは、どの程度のスペースを確保すればよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「十分な空間」とは、施設整備マニュアルに示すように、「車いすが回転できるスペース（直径150cm以上）」を目安とするが、直径150cm未満の場合は、浴室内の設備の配置や構造等から、十分な空間かどうかを判断することになる。 <p>※便所の基礎的基準（1）に規定する「車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間」についても、同様の考え方とする。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンターを併設する有料老人ホームにおいて、客室又は寝室の基礎的基準（1）の適用対象となる床面積を算定する際、老人デイサービスセンター分の床面積は含まれるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該規定は、一定規模の宿泊機能を有する施設に関する規定であるため、通所施設である老人デイサービスセンターの床面積は含まない。 <p>※ただし、共有部分については、面積按分する。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> ・会員制の体育館は、別表第1の1の項の（12）の「体育館」に含まれるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員制の体育館についても「体育館」に含まれる。 <p>ただし、会員制の体育館については、条例施行規則第5条第3項の読替え規定を適用する。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下その他これに類するものの基礎的基準（1）イに規定する「滑りにくい材料」とはどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置を求めている。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署は、別表第1の1の項の（23）の「官公庁舎」に含まれるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁舎とは、国、県、市町村等が使用する一般庁舎及びこれに類する施設であるため、消防署も含まれる。 <p>ただし、消防署については、条例施行規則第5条第3項の読替え規定を適用する。</p>